議案第42号

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定 することについて

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、朝日スポーツ交流施設の使用料を改正するため。

石岡市朝日スポーツ交流施設条例の一部を改正する条例

石岡市朝日スポーツ交流施設条例(平成17年石岡市条例第92号)の一部を 次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

1 朝日スポーツ交流施設使用料

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
体育室	1, 100	1,460	1,460	4, 020

2 朝日スポーツ交流施設照明使用料

(単位:円)

区分	単位	金額
照明設備	1 回	600

備考 1回とは、朝日スポーツ交流施設使用料の表の午前、午後及び 夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい、全日の場合は3回とみ なす。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。